



毎月 1 回 1 日 発行
発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-8(新小伝馬町ビル 6F)
電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：西村浩一

編集委員会：小林義幸 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥
黒川純一良 白石栄一 印刷所：(株)白橋



「令和 8 年熊本地震」熊本県氷川町 河川の被害状況調査 2026. 8. 2 (国土交通省 TEC-FORCE (テックフォース) 撮影)

目 次

令和 8 年度国土交通省関係予備費の使用について	2
「令和 8 年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 関する政令」について	4
令和 8 年熊本地震関連の災害緊急調査を実施	5
令和 8 年熊本地震により被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援	6
令和 8 年熊本地震における下水道施設の応急復旧完了のお知らせ	8
令和 8 年熊本地震における水道本管の応急復旧完了のお知らせ	10
TEC-FORCE 予備隊員を全国で初めて派遣 (令和 8 年熊本地震に対する被災地支援)	11
港湾の広域ネットワークを活用した被災地への入浴支援を開始	12
八代港での清龍丸による入浴支援を開始	13
「令和 8 年 8 月千葉豪雨」での国道 16 号村田町アンダーパス冠水事案を踏まえた緊急点検結果 及び今後の取組について	14
令和 8 年梅雨前線による大雨で被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援	16
新たな『地域の防災拠点整備』が始動	17
「災害査定の留意点」第 44 回 ～水道施設の災害査定事例③～	23
防災課だより 水管理・国土保全局 防災課 一配席図一	26
協会だより 災害復旧技術専門家伝達式のご紹介 (山形県)	27
被害報告	令和 8 年 8 月 31 日現在 (令和 8 年) 28

令和8年度国土交通省関係予備費の 使用について

令和8年8月28日 大臣官房会計課

予備費使用について、8月28日に閣議決定されましたのでお知らせします。

国 土 交 通 省 関 係 予 備 費 使 用 概 要 (8月28日閣議決定)

令和8年度予備費使用については、令和8年熊本地震の対応として

1. 災害を受けた道路・河川・港湾等について、国が施行する災害復旧事業等（権限代行を含む）に要する経費
2. 災害を受けた官庁施設について、災害復旧事業に要する経費
3. 応急給水や災害を受けた井戸の被災状況調査・復旧等の支援に要する経費
4. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による支援に必要な経費
5. 災害を受けた地域において、測地基準点の復旧測量に要する経費
6. 災害を受けた地域において、鉄道事業者が行う代行バスによる代替輸送の運行支援に要する経費
7. 災害により影響を受けた地域における旅行需要を早期に回復するため、県が行う九州地方の観光支援等に要する経費

を計上。

予備費使用額

438億円

○災害復旧等

283億円

○観光復興に向けた支援

155億円

事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
道路災害復旧事業	
直轄	
一般国道 3 号（熊本県八代市）	11,066
河川等災害復旧事業	
直轄	
河川	
球磨川水系球磨川（熊本県）	974
球磨川水系南川（熊本県）	219
球磨川水系前川（熊本県）	572
緑川水系緑川（熊本県）	818
緑川水系浜戸川（熊本県）	324
緑川水系加勢川（熊本県）	63
緑川水系御船川（熊本県）	49
砂防	
雲仙・普賢岳（長崎県）	41
河川事業	
直轄	
河川維持修繕	
球磨川水系（熊本県）	602
緑川水系（熊本県）	477
白川水系（熊本県）	84
ダム事業	
直轄	
堰堤維持	
阿蘇立野ダム（熊本県）	10
砂防事業	
直轄	
砂防管理	
雲仙・普賢岳（長崎県）	97
港湾災害復旧事業	
直轄	
八代港（熊本県八代市）	10,700
直轄（権限代行事業）	
八代港（熊本県八代市）	37
官庁施設災害復旧事業	
直轄	
八代港湾合同庁舎	65
三角港湾合同庁舎	118

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和 8 年 8 月 7 日 内閣府政策統括官（防災担当）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、本日（8月7日（金））に閣議決定、同日公布・施行されましたので、お知らせいたします。

政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ）

1. 激甚災害の指定

令和八年熊本地震による災害

3. スケジュール

8月7日（金） 閣議決定

同日

公布・施行

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財

激甚災害指定により適用される措置の概要①

（令和八年熊本地震による災害）

（第3・4条）公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 71%（地方負担分への交付税措置を加えると98.6%）
（過去5か年の実績の平均）



＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ 71% ⇒ 84%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
（過去5か年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 8 年熊本地震関連

国土交通本省災害査定官を熊本県へ派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和 8 年熊本地震関連の災害緊急調査を実施～

令和 8 年 8 月 27 日 水管理・国土保全局防災課

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震により被災した公共土木施設について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を熊本県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針策定の指導を行うものです。

【災害緊急調査】

- 派遣日程：令和 8 年 9 月 1 日(火)
- 派遣先：熊本県内の河川・道路等
- 派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課
災害査定官
児玉 和大（こだま かづひろ）

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 8 年熊本地震関連

令和 8 年熊本地震により被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援 ～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールを適用します～

令和 8 年 8 月 6 日 水管理・国土保全局 防災課
都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課

令和 8 年熊本地震による災害について、8 月 3 日に激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことを踏まえ、地方公共団体が行う道路や河川等の公共土木施設の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール[※]」による災害査定の効率化を適用することとしました。

あわせて、本日、その内容について地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、被災自治体における災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られることが期待されます。

※ 平成 29 年 1 月 13 日から、大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する事前ルールとして設けているものです。（別添参照）

<対象区域>

都 道 府 県：熊本県

政令指定都市：熊本市

- ・対象区域は 8 月 3 日現在の被害報告件数により決定しており、上記以外の区域においては必要に応じ個別に対応します。

<災害査定の効率化（簡素化）の内容>

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

○一箇所の工事の取扱い

- ・工事の工期や発注単位を勘案して被災箇所を統合又は分割し、災害査定において一箇所の工事とみなす範囲を決定できるようにすることで、効率的な災害復旧工事の実施を図ります。

○書面による査定の上限額の引上げ（机上査定の拡大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。
- ・書面による査定の上限額を通常 1,000 万円未満から以下の金額に引き上げます。

【水管理・国土保全局所管施設^{※1}】

熊本県（2,600 万円以下）

【都市局所管施設^{※2}】

熊本県（3,000 万円以下）

熊本市（1,000 万円以下）

【港湾局所管施設^{※3}】

熊本県（4,000 万円以下）

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常 4 億円未満から以下の金額に引き上げます。

【水管理・国土保全局所管施設】

15 億円未満

【都市局所管施設】

5 億円未満

【港湾局所管施設】

9 億円未満

○早期確認型査定による地域の早期復旧

- ・復旧方法等を検討する前段階で災害査定官等による被災状況の確認や技術的助言を行い手戻りのない設計につなげることで、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の迅速化を図ります。

【水管理・国土保全局所管施設】

熊本県八代市、宇城市、美里町、御船町、氷川町

※ 1 河川、海岸（港湾に係るものを除く）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜値崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道

※ 2 公園

※ 3 港湾、海岸

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化

【事前ルール化】

■対象とする大規模災害(大規模査定方針 第二)

○カテゴリーS: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)**が**設置**された災害(過去の事例: 東日本大震災(H23))

○カテゴリーA: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害

(過去の事例: 令和7年8月5日から9月21日の豪雨及び暴風雨、令和6年能登半島地震(R6)、梅雨前線豪雨等(R5)、台風第14号、第15号の暴風雨等(R4)、梅雨前線豪雨等(R2)、東日本台風(R元))

■対象区域(大規模災害査定方針 第四)

○当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、**過去五箇年の平均箇所数**(激甚災害に係るものを除く)**を超えた**区域

⇒**カテゴリーS・Aの災害**かつ**対象区域**の要件を満たした場合、**効率化(簡素化)の①～④**を実施可能
さらに、以下の条件も満たした場合、**⑤早期確認型査定**も実施可能

■被災箇所数(大規模査定方針 第十一)

○被災箇所数が市(指定都市を除く)においては**60箇所**、町においては**30箇所**、村においては**20箇所**を超える場合

【災害査定の手続きの効率化(簡素化)の内容】

①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは**申請予定箇所の概ね9割**、カテゴリーAは**申請予定箇所の概ね7割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 1,000万円未満) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 2,000万円)

: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮

②**採択保留金額の引上げ**(カテゴリーSは**採択保留件数の概ね9割**、カテゴリーAは**採択保留件数の概ね6割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円以上) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)

: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能

③**設計書に添付する図面等の効率化**

: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

④**一箇所工事の取扱い**

: 被災した箇所が100mを超える箇所であっても統合可能、被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に分割可能

⑤**早期確認型査定**

: 申請時(前査定)の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る

令和 8 年熊本地震における下水道施設の 応急復旧完了のお知らせ

令和 8 年 8 月 14 日 水管理・国土保全局下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

令和 8 年 7 月 28 日(火)に発生した令和 8 年熊本地震により被災した下水道について、応急復旧支援が必要な 4 自治体（八代市、宇土市、宇城市、氷川町）に対して、国土交通省、全国の自治体、日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会等より下水道技術者を派遣し、点検・応急復旧作業を実施しました。応急復旧調査は約 282km の管路を対象に実施し、さらに、応急復旧が必要な 8 箇所について、8 月 13 日(木)に全て作業を完了しました。

本応急復旧については、(公社)日本下水道協会の全国の相互支援ルールに基づいて、応急復旧支援が必要な 4 自治体毎（八代市、宇土市、宇城市、氷川町）に支援自治体を決め、民間等の専門技術者と連携しながら、その支援を実施しました。

8 月 6 日(木)に八代市、宇土市、8 月 13 日(木)に宇城市、氷川町において、点検・応急復旧が全て完了したところです。

引き続き、下水道の本復旧に向けた調査を実施します。

○ **8 月 13 日に、点検・応急復旧作業はすべて完了。**

○ 引き続き、本復旧に向けた調査を実施。

※今後、本復旧に向けた調査で不具合が見つかった箇所については適宜対応

市町村	地区	作業状況
熊本市	熊本市北区の一部	完了
八代市	旧千丁町、旧鏡町	完了
	旧八代市	完了
	新八代駅周辺地区	完了
宇土市	宇土市街地	完了
宇城市	旧小川町	完了
	旧松橋町、旧不知火町	完了
氷川町	旧竜北町	完了
	旧宮原町	完了

- 日本下水道協会の全国の相互支援ルールに基づいて、応急復旧支援が必要な4自治体毎（八代市、宇土市、宇城市、氷川町）に支援自治体を決め、民間等の専門技術者と連携しながら、応急復旧の支援を実施。
- 八代市、宇土市は8月6日に、宇城市、氷川町は8月13日に完了。
- 引き続き、本復旧に向けた調査を実施。

全国の相互支援ルール（日本下水道協会 策定）による
応急復旧対応にあたった自治体
（日最大 27 班 123 名体制）

(山口県)
山口県、宇部市、防府市、
山陽小野田市
(福岡県)
福岡県、北九州市、福岡市、
大牟田市、久留米市、飯塚市、
太宰府市、筑紫野市、築上町、
古賀市、大野城市、朝倉市
(佐賀県)
佐賀市、唐津市、鳥栖市
(長崎県)
諫早市、西海市、佐世保市

(大分県)
大分県、日田市、津久見市、
宇佐市、佐伯市、大分市
(宮崎県)
宮崎市、延岡市、日南市、
小林市
(鹿児島県)
鹿児島市、薩摩川内市
(熊本県)
熊本市
(沖縄県)
沖縄県、那覇市、うるま市、
宜野湾市、名護市

※東京都・大阪市・横浜市が、現地における技術的支援等を実施

応急復旧対応にあたった民間団体等

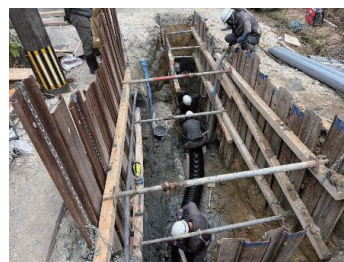
全国上下水道コンサルタント協会
日本下水道管路管理業協会
日本下水道事業団



管路の点検

応急復旧作業の実施状況

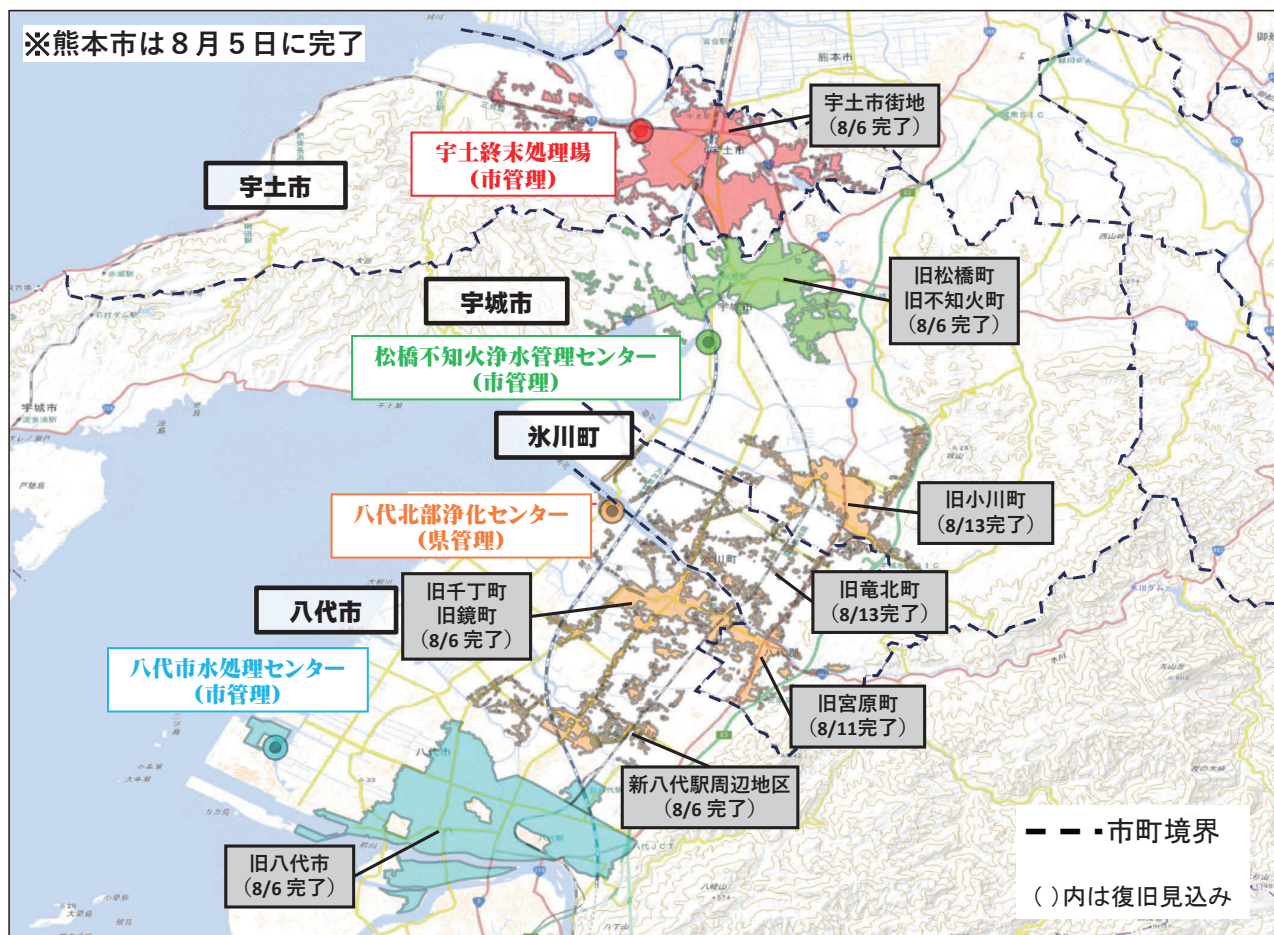
宇城市 3 箇所、氷川町 5 箇所において、下水道管の中に堆積した土砂の清掃や仮設配管の設置等の応急復旧作業が完了



仮設配管の設置（宇城市）



仮設配管設置後の路面状況（宇城市）



令和 8 年熊本地震における 水道の応急復旧完了のお知らせ

令和 8 年 8 月 28 日 水管理・国土保全局水道事業課
(上下水道審議官グループ)

令和 8 年 7 月 28 日 (火) に発生した令和 8 年熊本地震により被災した水道本管について、8 月 28 日 (金) にすべての応急復旧が完了しました。

令和 8 年熊本地震による水道本管の被災に伴い最大約 10 万 8 千戸の断水が発生しましたが、8 月 28 日にすべての水道本管の応急復旧が完了しました。
日本水道協会の協力を得ながら、1 日最大 78 班約

270 人体制で全国の水道事業者及び工事業者を派遣し、地上への仮設配管も活用しながら、被災した水道本管の応急復旧を支援しました。

令和 8 年熊本地震における水道の応急復旧について

- 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震による水道本管の被災に伴い最大約 10 万 8 千戸の断水 (4 県 14 自治体) が発生したが、8 月 28 日にすべての水道本管の応急復旧が完了。
- 1 日も早い復旧を目指し、日本水道協会の協力を得ながら、1 日最大 78 班約 270 人体制で全国の水道事業者及び工事業者を派遣し、地上への仮設配管も活用しながら、被災した水道本管の応急復旧を支援。

<復旧済> (最大断水戸数)

福岡県柳川市 (7 戸)、佐賀県太良町 (41 戸)、長崎県南島原市 (約 439 戸)、
熊本県熊本市 (約 20,970 戸)、熊本県八代市 (約 25,269 戸)、熊本県人吉市 (約 15,000 戸)、熊本県宇土市 (約 12,200 戸)、
熊本県上天草市 (約 7,670 戸)、熊本県宇城市 (約 18,000 戸)、熊本県天草市 (約 1,100 戸)、熊本県御船町 (約 2,600 戸)、
熊本県甲佐町 (約 500 戸)、熊本県氷川町 (約 3,231 戸)、熊本県芦北町 (約 1,000 戸)

※今後、本復旧に向けた調査等で異常が見つかった場合は適宜対応



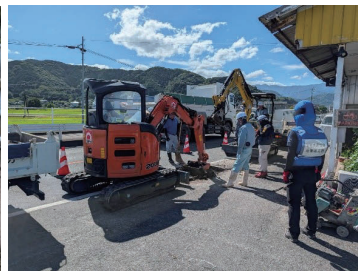
現場調査



水道管の被害



地上への仮設配管



復旧工事

九州地方整備局から TEC-FORCE 予備隊員を派遣します

～令和 8 年熊本地震に対する被災地支援へ～

令和 8 年 7 月 29 日 九州地方整備局

九州地方整備局は、令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震に係る被災地支援のため、TEC-FORCE 予備隊員を被災地に派遣します。

また、派遣に際し、以下のとおり「TEC-FORCE 予備隊員出発式」を行います。

○日 時：令和 8 年 7 月 30 日（木） 9 時 15 分から

○場 所：九州地方整備局 8 階災害対策室

○参加者：九州地方整備局 統括防災官

阿部 成二 ほか

TEC-FORCE 予備隊員

○派遣先：熊本県庁

※「TEC-FORCE 予備隊員」とは、災害対応に係る専門的な知識・経験を有し、非常勤職員の国家公務員として災害時に TEC-FORCE の一員となり被災地等で活動する候補者の方々です。



九州地方整備局 X より

《三角港》港湾の広域ネットワークを活用した 被災地への入浴支援を開始

～令和8年熊本地震における対応【白山】～

令和8年8月2日
港湾局 海洋・環境課、海岸・防災課

令和8年熊本地震の被災者を支援するため、国土交通省北陸地方整備局では、三角港において大型浚渫兼油回収船【白山】から入浴支援を開始します。

1. 本日（8月2日）の予定

○大型浚渫兼油回収船「白山」により、三角港内の
際崎地区B岸壁にて入浴支援（男女入替制）を開始します。

場 所：三角港内 宇城市三角町三角浦1160-7
1号・4号上屋近く B岸壁（9.0m）

日 時：令和8年8月2日（日）

18：00～22：00（予定）

利用時間 女性 18：00～20：00

男性 20：00～22：00

注意事項

- ・船内は狭い箇所、段差が多く存在するため、介助が必要な方、お子様単独での利用は困難な状況です。
- ・水切れや悪天候等により、支援活動を中断・中止する場合があります。
- ・備えつけられているシャンプー、リンス及びボディソープをご利用いただけます。
- ※ 今後の予定は【国土交通省港湾局公式X】および【国土交通省九州地方整備局港湾空港部公式X】をご確認ください。
- ※ 国土交通省港湾局、海上保安庁による船舶を活用した給水支援、入浴支援の情報を【国土交通省港湾局公式X】により発信しています。

<入浴支援場所>



<入浴場所詳細>



国土地理院地図より

八代港での清龍丸による入浴支援を開始

～令和 8 年熊本地震における港湾の

広域ネットワークを活用した被災地への対応～

令和 8 年 8 月 3 日
港湾局 海洋・環境課、海岸・防災課

令和 8 年熊本地震の被災者を支援するため、国土交通省中部地方整備局では、八代港において大型浚渫兼油回収船【清龍丸】から入浴支援を開始します。

1. 本日（8 月 3 日）の予定

○大型浚渫兼油回収船「清龍丸」により、八代港内の外港地区14.0m岸壁にて、入浴支援を開始します。

集合場所：桜十字ホールやつしろ

（入浴場所は八代港停泊の清龍丸船内）

日 時：令和 8 年 8 月 3 日（月） 17：15～

シャトルバス 17：15発

以降30分間隔で運行

最終 19：45発

注意事項

- ・船内は狭い箇所、段差が多く存在するため、介助が必要な方、お子様単独での利用は困難な状況です。
- ・多くの方にご入浴いただけるよう、入浴時間にご配慮をお願いいたします。なお、混雑する場合は

一人当たりの入浴時間30分を目安にご利用ください。また、状況によってはお待ちいただく場合がございます。

- ・タオルをご用意できる方はご持参ください。無い場合は1枚配布いたします。
- ・備えつけられているリンスインシャンプー及びボディーソープをご利用いただけます。
- ・水切れや悪天候等により、支援活動を中断・中止する場合があります。

※ 今後の予定は【国土交通省港湾局公式X】および【国土交通省九州地方整備局港湾空港部公式X】をご確認ください。

※ 国土交通省港湾局、海上保安庁による船舶を活用した給水支援、入浴支援の情報を【国土交通省港湾局公式X】により発信しています。

<入浴場所詳細>

※専用シャトルバスの運行にて入退場を行います
(入浴場所へは一般車は入場できません)
(約20分ほどですので、車酔い等が心配な方はご注意ください)

国土地理院地図より

○専用シャトルバス

発車時刻 17:15 第1便
19:45 最終便

※約30分間隔でバスを運行します。

集合場所
八代市新町4-5-20
桜十字ホールやつしろ

※乗降場所の詳細は、現地の案内に従ってください。

国道16号村田町アンダーパス冠水事案を踏まえた 緊急点検結果及び今後の取組について

令和 8 年 8 月21日 道路局 国道・技術課

令和 8 年 8 月13日に国道16号千葉市中央区村田町のアンダーパスで発生した、非常用電源設備の不作動が原因と考えられる冠水事案を踏まえ、停電時に非常用電源設備及び排水設備が自動的に起動する状態となっているかについて緊急点検を実施しましたので、その結果を公表します。

1. 緊急点検結果

- 8月14日より、全国の直轄国道におけるアンダーパスなど冠水のおそれのある箇所（102箇所）で、排水設備等の緊急点検を実施しました。
- 本日、全箇所の点検が完了し、3箇所に異常があることを確認、うち2箇所については補修が完了しています。
- 異常が確認された箇所のうち、補修が完了していない1箇所については、補修が完了するまでの間、事前通行規制の実施や、停電時に直ちに手動切換可能な体制を構築する等の対応を図ってまいります。

2. 今後の取組

(1) 追加の調査・点検の実施

- 関東地方整備局が本日公表した「国道16号村田町アンダーパス冠水に関わる排水設備等調査【中間報告】」において、当該箇所の排水ポンプ設備は、現在の一般的な設備とは異なる特徴を有している

こと等が有識者により確認されたところです。これを踏まえ、本日より、全国の直轄国道において、類似の構造を有する排水ポンプ設備の有無について調査を行います。

また、村田町アンダーパスにおいては、引き続き原因調査が進められているところであり、今後の調査結果も踏まえ、必要に応じて追加の点検や必要な措置を速やかに講じてまいります。

(2) 対策の強化について

- 中間報告における有識者の意見等を踏まえ、予防的な事前通行規制の導入や通行規制基準の強化、冠水時の進入防止対策の強化等について、警察等の関係機関と連携し、速やかに検討を進めてまいります。
- 今後、ガイドラインを策定するとともに、速やかに適用可能な対策については、ガイドラインの策定を待つことなく、先行して実施してまいります。

緊急点検結果

地方整備局等	点検対象箇所数	点検実施完了数	点検結果 (異常の有無)
北海道	4	4	異常無し
東北	6	6	異常無し
関東	48※ ¹	48	異常無し
北陸	3	3	異常無し
中部	10	10	1箇所 異常有り※ ²
近畿	10	10	1箇所 異常有り (補修済み)
中国	4	4	異常無し
四国	9	9	異常無し
九州	7	7	異常無し
沖縄	1	1	1箇所 異常有り (補修済み)
合計	102	102	

※¹ 村田町アンダーパスを除く
※² 6月に異常を確認済み

冠水時の進入防止対策の例

○遮断機



いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 8 年梅雨前線豪雨関連

令和 8 年梅雨前線による大雨で被災した 河川・道路等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引き上げにより、災害査定を効率化します～

令和 8 年 8 月 27 日 水管理・国土保全局防災課

令和 8 年梅雨前線による大雨により、多くの河川や道路等が被災したことから、本災害からの早期復旧を図るため、災害復旧事業の災害査定において、設計図書の簡素化や、現地での査定作業を省略し書面により査定（机上査定）を行う対象を拡大する災害査定の効率化を適用することとし、地方公共団体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、被災自治体における災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られることが期待されます。

<対象区域>

栃木県、群馬県、新潟県、熊本県

・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から引き上げます。

<災害査定の効率化※>

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

栃木県：2,900万円以下

群馬県：5,000万円以下

新潟県：3,000万円以下

熊本県：1,200万円以下

○書面による査定上限額の引き上げ（机上査定の拡大）

により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。

※災害査定の効率化は「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2.1）」等に基づき、対象となる災害による被災箇所数が過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害によるものを除く）を超える等、一定の要件を満たした都道府県・政令指定都市において適用するものです。



新たな『地域の防災拠点整備』が始動

～ 2 箇所で「河川防災ステーション」及び

「MIZBE ステーション」計画を新規に登録～

令和 8 年 8 月 7 日 水管理・国土保全局治水課

国土交通省は、新たに 2 箇所の河川防災ステーション及び MIZBE ステーション整備計画を決定し、これにより河川防災ステーション及び MIZBE ステーションの登録数は全国で156箇所となりました。

今回登録された河川防災ステーション及び MIZBE ステーションについては、整備に向けた詳細な設計等に着手します。

○今回、新たに以下 2 箇所の河川防災ステーション及び MIZBE ステーション整備計画を決定しました。

- ・秋田県北秋田市 米代川
「鷹巣地区河川防災ステーション」
- ・京都府久世郡久御山町 宇治川
「久御山 MIZBE ステーション」

○具体的には、以下の整備内容を予定しています。

- ・災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄（国土交通省）
- ・駐車場、ヘリポート等の整備（国土交通省）
- ・水防センターの設置（各自治体）

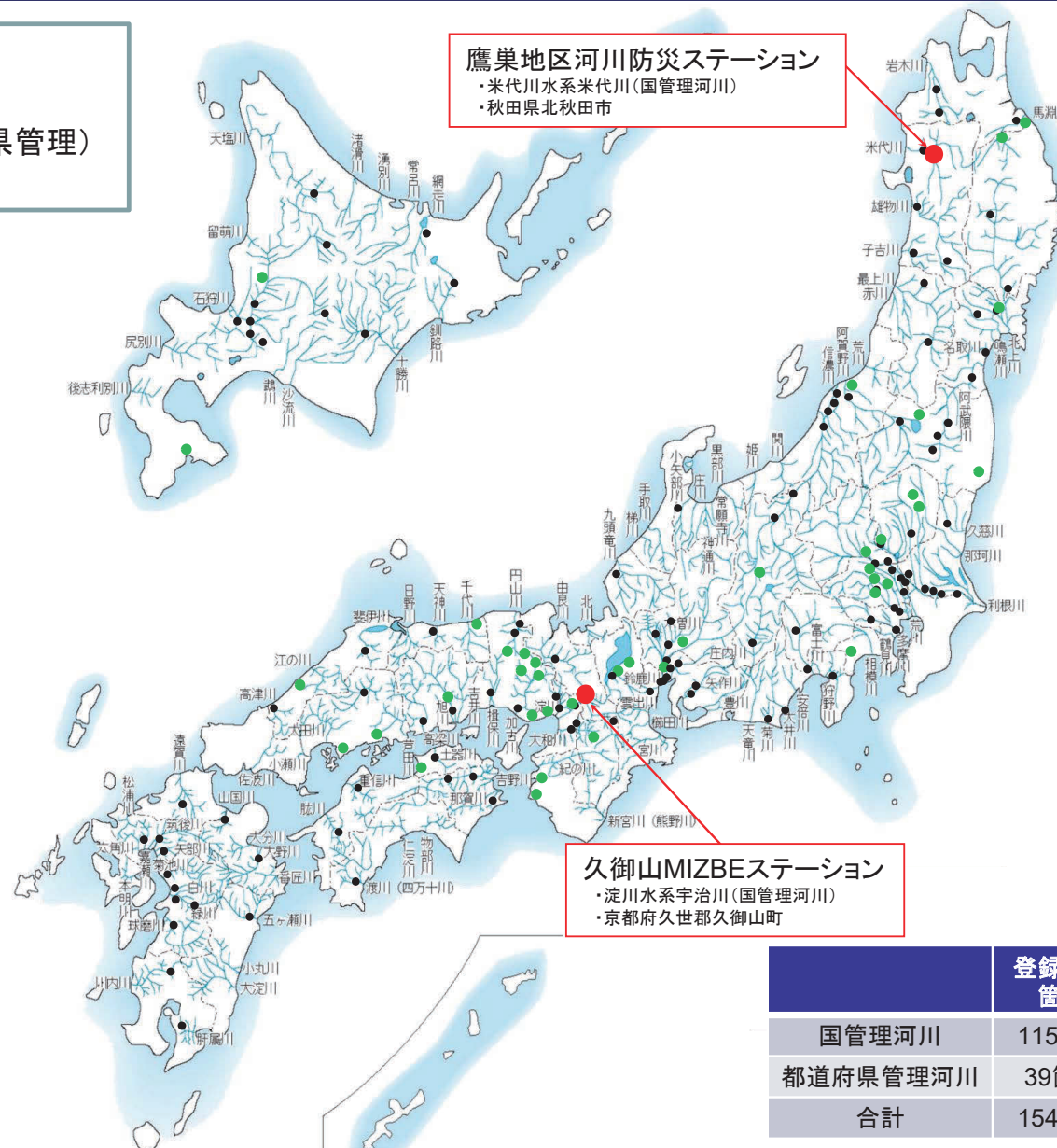
※「河川防災ステーション」は、洪水時等の緊急対応を迅速に行うため、市町村等と河川管理者が連携し、コンクリートブロック等の資材の備蓄や水防団の安全な待機場所などを集約して整備するものです。平常時には地域の人々の交流や憩いの場として活用される施設です。

※「MIZBE ステーション」は、河川防災ステーションの機能に加え、この上面などを活用した平常時における市町村等の取り組みにより、水辺空間を活かした地域活性化や賑わいの創出が期待される施設です。

河川防災ステーション 位置図

【凡例】

- : 登録済み(国管理)
- : 登録済み(都道府県管理)
- : 今回登録箇所



	登録済み 箇所	今回登録 箇所	計
国管理河川	115箇所	2箇所	117箇所
都道府県管理河川	39箇所	0箇所	39箇所
合計	154箇所	2箇所	156箇所

「鷹巣地区河川防災ステーション」(秋田県北秋田市)

対象河川：一級河川 ^{よねしろがわ} 米代川水系米代川【国管理河川】
 市町村名：秋田県北秋田市 ^{きたあきたし}

1. 概要

鷹巣地区河川防災ステーションは、北秋田市が整備する水防センターと一体となり、災害時の水防活動や緊急復旧活動の拠点となる施設です。

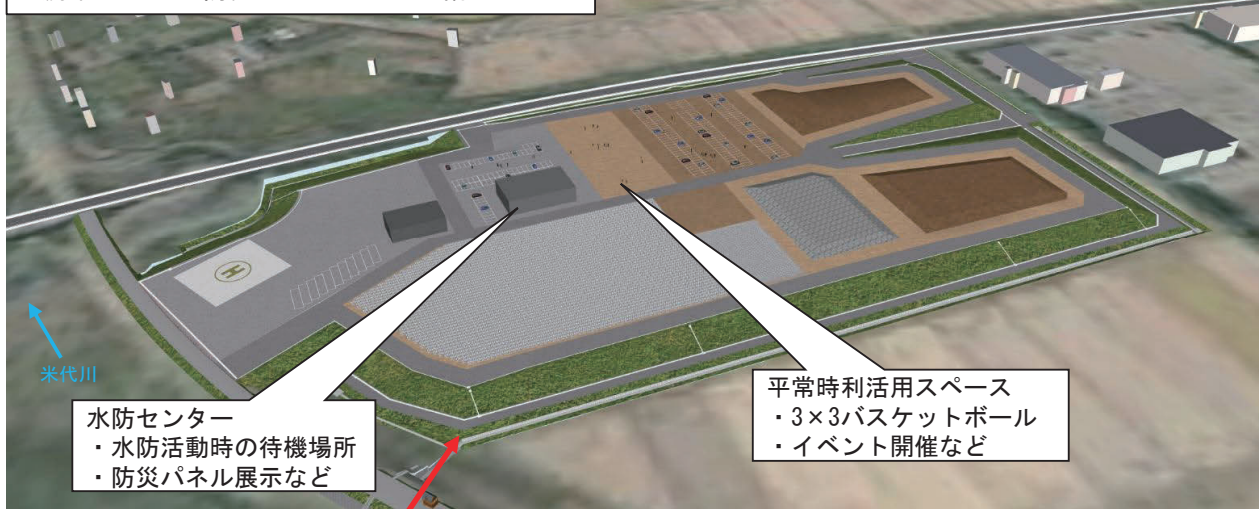
平常時は、防災ステーションの敷地でレクリエーションなど地域交流の場として開放し、イベント時の活用、防災訓練、防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を促進することで、地域の賑わいづくり、防災への意識向上を図ります。

2. 整備内容

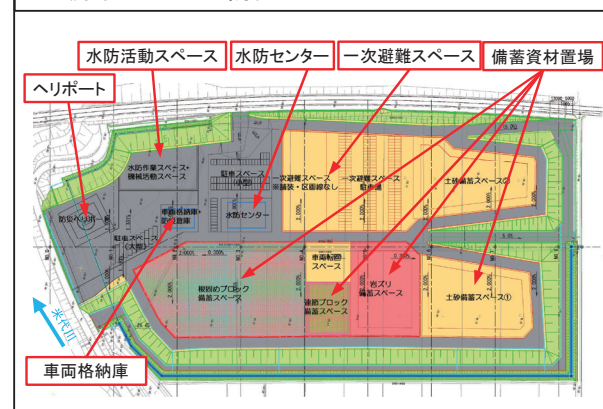
- 国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(土砂等)の備蓄、ヘリポート等
- 北秋田市：水防センター整備、上面利用整備



鷹巣地区河川防災ステーション 整備イメージ



鷹巣地区河川防災ステーション計画平面図



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「久御山MIZBEステーション」(京都府久御山町)

対象河川：一級河川 淀川水系宇治川【国管理河川】

市町村名：京都府久世郡久御山町



1. 概要

久御山MIZBEステーションは、久御山町が整備する水防センターと一体となり、淀川河川事務所管内における災害時の水防活動や緊急復旧活動の拠点となる中核施設です。

平常時は、施設上面での芝生利用やフードトラック出店など賑わい創出のための多目的ゾーンとして活用します。新設する水防センターでは、防災や河川に係る普及・教育やカフェ等飲食エリアとして活用します。また、久御山町かわまちづくり計画で進める水辺の利活用との連携を図り、地域活性化を促進していきます。

2. 整備内容

国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(土砂等)の備蓄、ヘリポート等

久御山町：水防センター整備、上面利用整備

久御山MIZBEステーション 整備イメージ



平常時利活用のイメージ



屋根付き広場



防災学習



水辺アクティビティ

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《「河川防災ステーション」の設置位置》

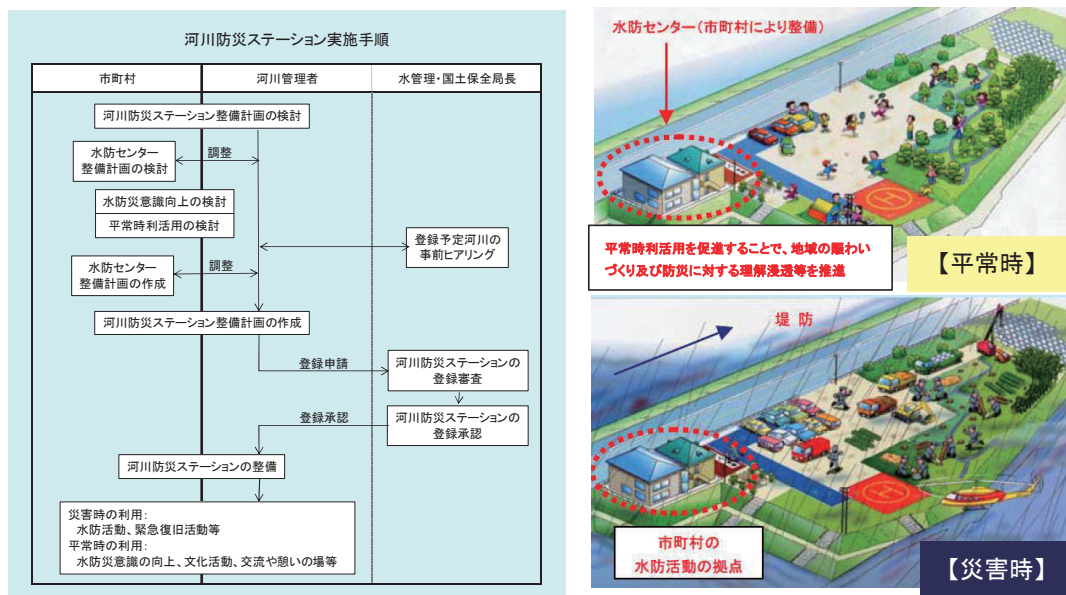
設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録申請する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（国管理河川については国土交通省河川事務所等、都道府県管理河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。



MIZBEステーションとは

- ◆河川防災ステーションは、災害時に緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための拠点となる施設です。
- ◆河川防災ステーションの上面などを活用した平時における市町村等の取り組みにより、地域活性化や賑わいの創出が期待される河川防災ステーションを「MIZBEステーション」として登録します。
- ◆災害時と平時両面の機能を併せ持つMIZBEステーションは、水防関係者や住民などあらゆる関係者に活用されることで「流域治水」推進の起点となり、また地域の賑わいの核として地域活性化を推進します。

＜＜MIZBEステーションのポイント＞＞

①滞在のしやすさ

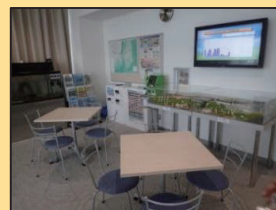
- ・駐車場やトイレ、テーブル、ベンチ等の休憩施設などの施設が充実



広い駐車場



水防多目的センター



防災啓発コーナー

②地域連携

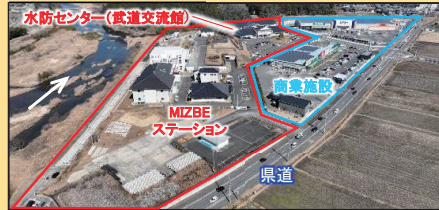
- ・地域活性化、賑わいの創出に寄与するレクリエーション施設、地域振興施設、文化・教養施設、民間施設などが水防センターに併設または隣接



運動・教室スペース(エクササイズ)



水防センター(武道交流館)



民間商業施設と隣接

③アクセスのしやすさ

- ・幹線道路に面するなどアクセスしやすい立地環境



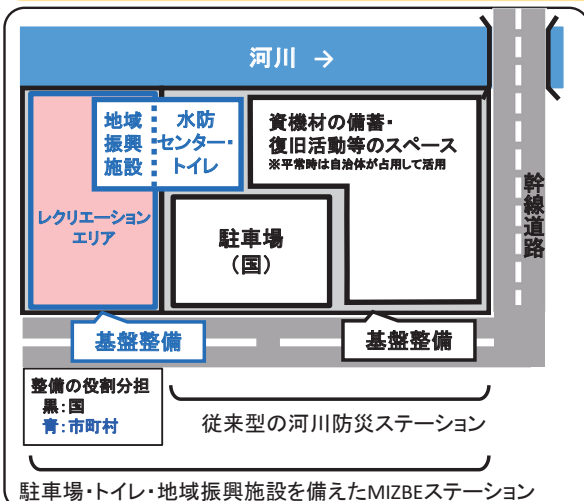
県道



国道



国道



MIZBEステーションの整備イメージ



MIZBEステーションを拠点とした自然体験活動例



MIZBEステーションを拠点とした各種イベント実施例

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（44）

～水道施設の災害査定事例③～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

本誌令和 7 年 7 月号及び同年 9 月号において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）への移行後における水道施設の令和 6 年災の査定事例を取り上げました。その後、令和 7 年災害では水道施設の被害箇所は 43 箇所、被害額は約 23.6 億円にのぼっています。査定経験の少ない水道事業者等（申請者）にとって、災害復旧事業として採択されるか否かを判断する上で、査定事例は貴重な情報になると思われます。今回は、令和 7 年災害の中から令和 6 年には見られなかった事例を中心に厳選し、施設別に貯水施設、導水施設、送・配水施設の事例、異常気象別に火災、豪雨、地すべり、融雪の事例を紹介します。

なお、本文中の「要綱」は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、「申合」は災害査定官申合事項、「方針」は公共土木施設災害復旧事業査定方針を指します。

2. 貯水施設の被災（表－1）

表－1 貯水施設の被災の情報

施設管理者	大船渡市上下水道部水道課
異常気象名	令和 7 年 2 月 26 日から 4 月 7 日にかけての火災
被災位置	岩手県大船渡市（綾里川ダム）
被災施設	流木止設備、転落防止柵、階段工
被災状況	火災に伴うダムの付属設備の焼失
復旧工法	原形復旧

査定のポイント

- ・水道事業者等、2 つ以上の施設管理者が管理費を負担する多目的ダム等（ダム、河口堰、導水

路等）の共同施設（公共土木施設）については、その負担割合に応じて、災害復旧事業としてそれぞれ申請することができる（方針第 6 の 2）。

- ・令和 7 年 2 月 26 日から 4 月 7 日にかけての火災（写真－1）により、ダム付属設備である流木止設備、転落防止柵及び階段工が焼失したため、これらを原形復旧するもの（写真－2）（要綱第 2・1）。負担割合は河川管理者が 98.3%、水道事業者が 1.7%。



写真－1 転落防止柵の被災状況



写真－2 復旧後

注意事項

- ・事務負担の軽減を目的に、原則として複数の施設管理者の災害査定は一括して行う（「多目的ダム等の共同施設に係る災害査定について」（令和 7 年 3 月 12 日付事務連絡、国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官））。
- ・本事例は 1 箇所当たりの工事費の限度額（60 万円）を僅かに上回ったため、査定で採択されたが、限度額未満であれば失格となる。また、実施設計額が限度額未満になると廃工の措置を採らなければならない。

3. 導水施設の被災（表－2）

表－2 導水施設の被災の情報

施設管理者	天草市水道局水道課
異常気象名	令和7年8月5日から8月13日にかけての豪雨
被災位置	熊本県天草市
被災施設	導水管（水道用硬質塩化ビニル管φ100mm、L=70.0m）
被災状況	河川の増水に伴う兼用道路の欠壊による導水管の流失
復旧工法	管路の布設替え（要綱第2・2・1・イ）

1) 応急仮工事

査定のポイント

- ・河川の増水に伴い兼用道路が欠壊したことにより、道路下に埋設されていた導水管が流失し原水が途絶（写真－3、4）。
- ・民生安定上の観点から、応急仮工事として道路の災害復旧工事に支障とならない必要最小限度（延長、管種、管径）の仮設（陸）配管を採択（要綱第9・1・ホ）。管径は水理計算により縮径（φ50mm）。

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・水道の災害復旧事業においては、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設も原形復旧とみなされる（申合第1・16・（3））ため、被災した水道用硬質塩化ビニル管から水道配水用ポリエチレン管への材質の改良及び布設替えを認めた（要綱第2・2・1・イ）。



写真－3 導水管の被災前

写真－4 被災後

注意事項

- ・道路施設と水道施設は兼用工作物ではないため、管理者ごとに申請しなければならない。
- ・施設管理者が異なる複数の申請で被災区間が重なる場合は、二重採択と手戻りを防ぐため、それぞれの査定設計書に計上する範囲を申請者間で十分に調整すること。

4. 送・配水管の被災（表－3）

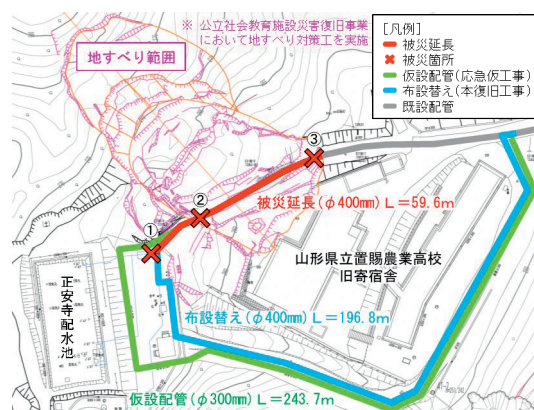
表－3 送・配水管の被災の情報

施設管理者	川西町地域整備課
異常気象名	令和7年3月12日から令和8年1月16日にかけての地すべり
被災位置	山形県東置賜郡川西町
被災施設	送・配水管（φ400mm、L=59.6m）
被災状況	地すべりに伴う管の継手の外れと管体の破断（写真－5）、地中配線（電気・計装設備）の破断
復旧工法	管路の布設替えとルートの変更（要綱第3・2・イ）

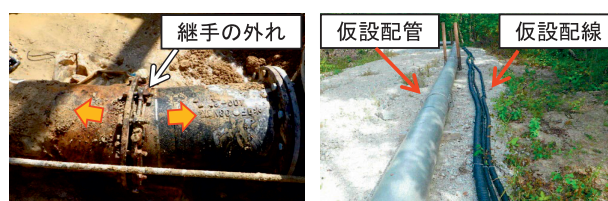
1) 応急仮工事

査定のポイント

- ・地すべり災害はその全容を把握するための調査・観測等に時間を要する反面、水道災害は民生安定上、緊急に施行する必要があることから、応急仮工事として地すべりによる被災区間を避けた必要最小限度（延長、管種、管径、材質等）の仮設（陸）配管、仮設配線を採択（要綱第9・1・ホ）（図－1、写真－6）。



図－1 平面図



写真－5 被災状況

写真－6 応急仮工事状況

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・水道の災害復旧事業においては、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設も原形復旧とみなされる（申合第1・16・（3））ため、被災したK形ダクタイル鋳鉄管からGX形ダク

タイル铸铁管への材質の改良を認めた。

- ・概ね100mの区間において、管路（継手）の破損を3箇所確認できたため、布設替えも認めた。
- ・布設ルート（復旧工法）については、すべり土塊内を通る①原形ルート（開削工法）と、すべり土塊を避ける②伏越しルート（推進工法）及び③迂回ルート（開削工法）の3案を比較検討。経済的に有利なのは①案であったが、すべり土塊が継続的に運動していること等を理由に②案よりも経済的に有利である③案を採択（要綱第3・2・イ）。

注意事項

- ・本事例は、被災の事実、地質・地形、災害復旧事業の目的、民生安定の視点、経済効果、被災管の重要度等を総合的かつ多角的に比較検討したものであり、地すべり災害の全てのケースにおいて布設ルートの迂回（要綱第3・2・イ）が認められるわけではないことに注意。

5. 配水管の被災（表－4）

表－4 配水管の被災の情報

施設管理者	柏崎市上下水道局
異常気象名	令和7年3月26日の融雪
被災位置	新潟県柏崎市
被災施設	配水管（水道配水用ポリエチレン管φ100mm、L＝43.0m）
被災状況	融雪に起因した斜面崩壊による道路下の管体の破断
復旧工法	管路の布設替えとルートの変更（要綱第3・2・イ）

1) 応急仮工事

査定のポイント

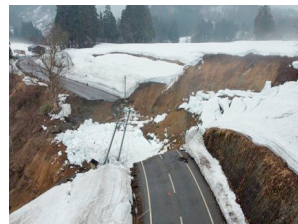
- ・令和7年3月22日から23日にかけての融雪（換算降雨量80mm/24h以上）により道路谷側の路肩が崩壊。3月27日まで配水管の通水機能は保たれていたが、斜面崩壊が道路山側まで拡大し、水道配水用ポリエチレン管が破断して断水（写真－7、8）。
- ・浄水の供給が著しく阻害されているものの、崩壊した道路を直ちに仮復旧することは困難であり、民生安定上、緊急に施行する必要があるため、応急仮工事として仮設（陸）配管を採択（要綱第9・1・ホ）。

- ・被災箇所の近くに別ルートの配水管がなくバイパスできなかったため、斜面崩壊及び道路災害復旧工事の影響範囲、並びに物理的に管路を布設できない箇所を避けたルートとし、また、調達及び施工が可能な管種（水道配水用ポリエチレン管）とした。管径は水理計算により縮径（φ75mm）。

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・道路災害復旧工事では、山側に斜面崩壊防止工を、谷側に擁壁工を施工する。これにより被災原因を除去できるため、配水管の管種及び管径は原形復旧（水道配水用ポリエチレン管φ100mm）とした（写真－9）。
- ・仮設（陸）配管は凍結のおそれがあるため、民生安定上の観点から冬季に差し掛かる前に復旧工事を終わらせるよう、道路管理者が応急仮工事（道路災害復旧工事）の仮道を存置し、そこに配水管を布設する工法を採択（要綱第3・2・イ）。



写真－7 融雪による斜面崩壊



写真－8 被災状況



写真－9 航空写真

注意事項

- ・本事例では、道路も被災したため、道路災害復旧工事において被災原因を除去することとした。このため、配水管は原形復旧としたが、水道施設のみが被災した場合は、水道施設の復旧工事において被災原因を除去する工法を検討する必要がある。

防災課配席図

R8.8.7 現在（前回掲載はR8.8.1）

今回異動者：

災害分析官 高 橋 35-721	課長補佐 渡 辺 35-722	課長補佐 星 野 35-726	企画専門官 井上(剛) 35-739	防災企画官 服 部 35-702	防災課長 青 野 35-701	企画専門官 小 林 35-712	課長補佐 川原林 35-772	総括災害査定官 内 田 35-703	(北海道・東北・中部) 災害査定官 一 戸 35-717	(近畿・北陸・中部) 災害査定官 きく や 菊 谷 35-716
企画専門官 中 原 35-801	調査係長 福 田 35-836	計画係長 ふく たに 福 谷 35-729	調整係長 田 代 35-745	企画係長 岩 本 35-742	災害調整係長 中 田 35-737	災害第一係長 浦 川 35-743		(中部・東北・関東) 災害査定官 井上(幸) 35-723	(四国・東北・九州・沖縄) 災害査定官 伊 藤 35-719	(九州・沖縄・北陸・中国) 災害査定官 児玉(光) 35-724
課長補佐 あい づ 會 津 35-738	法規係長 吉 澤 35-736	法規係 萩 野 35-747	災害監査係長 阿 部 35-746	研修員 田 中 35-731	総務係長 高 岡 35-733	災害第一係員 井上(紗) 35-748		災害査定官 児玉(和) 35-727	災害査定官 水 戸 35-715	災害査定官 横 山 35-718
				災害統計係長 玉 田 35-754	総務係員 池 田 35-734	予算係長 前 原 35-735		(中国・北海道・四国) 災害査定官 井上(幸) 35-723	(北陸・関東・近畿) 災害査定官 伊 藤 35-719	(関東・中国・九州・沖縄) 災害査定官 児玉(光) 35-724
災害対策室	地震防災係 岡 沼 35-825	災害対策係長 松 沢 35-834	改良計画係長 尾 崎 35-776	災害統計係長 海老澤 35-842	非常勤 丹 野 35-843	予算係長 加 藤 35-735		打合せスペース D B C A		
企画専門官 石 井 35-762	地震防災係長 松 井 35-835	管理係員 持 田 35-823	改良技術係長 すみ 角 35-775	復旧調整係長 熊 坂 35-741		災害第二係長 中 山 35-744				
災害対策室長 竹 村 35-811	防災企画係長 梶 原 35-833	管理係長 平 野 35-824	基準係長 よし づ 吉 津 35-773	審査係長 松 元 35-753						
課長補佐 米 田 35-832	企画専門官 宮 本 35-822				課長補佐 す とう 須 藤 35-725	防災政策調整官 岩 井 35-713	災害査定官 牧之内 35-752			

協会だより

災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門家に登録するには、ご本人からの申請と在職してい

た都道府県等の災害担当部局、国の場合は災害復旧技術専門家担当ブロックからの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいております。令和 8 年 6 月 8 日付で登録となった山形県 OB の方 2 名の伝達式の様子をご紹介します。

山 形 県

○令和 8 年 7 日 3 日

砂防・災害対策課長鈴木剛様から菊地昭雄氏（株式会社日本技術開発 山形営業所 理事）、佐藤亨

氏（（公財）山形県建設技術センター専務理事）に登録証を伝達していただきました。



鈴木課長から菊地氏に伝達



鈴木課長から佐藤氏に伝達

令和 8 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 8 年 8 月 31 日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			4	107,000					(1) [1]	(1,000,000) [50,000]							4 (1) [1]	107,000 (1,000,000) [50,000]
青森			13 (2)	733,000 (20,000)					2	1,050,000							15 (2)	1,783,000 (20,000)
岩手			73	2,431,372					[1]	[253,200]							73 [1]	2,431,372 [253,200]
宮城			102	3,221,960					1	253,200							103	3,475,160
秋田											[1] 39	[25,000] 1,997,000					[1] 39	[25,000] 1,997,000
山形			[1] 71	[5,000] 3,756,600	1	400,000											[1] 72	[5,000] 4,156,600
福島			11 (1)	559,000 (15,000)													11 (1)	559,000 (15,000)
栃木			68 (1) [1]	2,489,100 (8,000) [8,697]													68 (1) [1]	2,489,100 (8,000) [8,697]
群馬			37	2,385,112													37	2,385,112
埼玉			1 <1> (10) [99]	40,000 <100,000> (202,200) [3,126,450]													1 <1> (10) [99]	40,000 <100,000> (202,200) [3,126,450]
千葉			250	12,115,846							77	2,941,600	6	179,000			333	15,236,446
神奈川													1	30,000			1	30,000
新潟	5	980,000	[1] 96	[4,000] 3,728,900	1	150,000	6	285,000									[1] 108	[4,000] 5,143,900
富山			7	981,200	1	100,000											8	1,081,200
石川			3	109,000													3	109,000
福井			1	8,000													1	8,000
山梨					1	150,000											1	150,000
長野			[1] 12	[16,000] 2,236,000							7	171,000					[1] 19	[16,000] 2,407,000
岐阜			(2) 28	(119,628) 1,269,293													(2) 28	(119,628) 1,269,293
静岡			4	300,000					4	35,000	3	275,000	<1> 8	<45,000> 420,000	1 (2)	40,000 (30,727)	<1> (2)	<45,000> (30,727)
愛知															2	30,727	2	30,727
三重																		
滋賀			17 3	243,000 320,000					1	20,000			<1> (1)	<100,000> (35,000)			<1> (1)	<100,000> (35,000)
京都											(3) 49	(50,000) 1,171,435			<1> 1	<5,000> 5,000	<1> (3) 50	<5,000> (50,000) 1,176,435
大阪			10 3	458,723 115,000									[1] 2	[5,000] 185,000			[1] 12	[5,000] 643,723
兵庫																	3	115,000
奈良			2	140,000	[1] 3	[5,000] 455,000											[1] 25	[5,000] 1,818,000
和歌山			5	247,500							18 15	1,153,000 565,000	2 11	70,000 406,000			31	1,218,500
鳥取					1	390,000			1	3,000							2	393,000
根拠			9	425,000					4	210,000							13	635,000
岡山			1 (1) [1]	6,000 (19,000) [4,500]							35	574,138					36 (1) [1]	580,138 (19,000) [4,500]
広島			173	3,418,500									5	34,500			178	3,453,000
山口			1	20,000							65	1,757,000					66	1,777,000
徳島			3	115,000									<1> [1]	<15,000> [12,000]			<1> [1]	<15,000> [12,000]
香川											15	329,000	44	1,592,500			62	2,036,500
愛媛											(1) 6	(8,000) 79,200	<3> 17	<31,000> 206,000			<3> (1)	<31,000> (8,000)
高知											42	1,120,000	8	128,800			50	1,248,800
福岡			38 65	1,120,700 2,090,684	1 1	1,000,000 200,000					7	269,000	<3> 126	<31,000> 2,626,400			<3> 172	<31,000> 5,016,100
佐賀									1 [1]	20,400 [41,000]							67	2,311,084
長崎			1	250,000					1 <161> (32) [711]	41,000 <28,117,000> (4,362,300) [35,037,285]	79 48	968,000 910,100					80 49 <161> (32) [711]	1,009,000 1,160,100 <28,117,000> (4,362,300) [35,037,285]
熊本			74	1,007,886					2,138	151,999,938	246	3,741,303					2,458	156,749,127
大分			1	60,000					1	15,000	167	5,211,025	10	447,000			179	5,733,025
宮崎			7	137,000	1	50,000			4	120,000	28	1,096,000	47	1,059,000			87	2,462,000
鹿児島			33 5	1,355,350 240,000	2	6,521,200			2	93,000	159	3,675,300	<2> 9	<400,000> 693,100			<2> 5	<400,000> 240,000
沖縄			(12) [29]	(440,000) [2,084,000]													(12) [29]	(440,000) [2,084,000]
千葉			105	8,334,000													105	8,334,000
静岡			1	200,000													1	200,000
京都			7	370,000													7	370,000
大阪			[1] 1	[30,000,000] 30,000,000													[1] 1	[30,000,000] 30,000,000
岡山			1										1	39,859			1	39,859
広島			1	20,000													1	20,000
北九州			2	130,000					(10) [33] 54	(189,700) [3,707,740] 4,290,940							(10) [33] 54	(189,700) [3,707,740] 4,290,940
熊本									<161> (43) [747]	<28,117,000> (5,552,000) [39,089,225]			<11> (1) [2]	<622,000> (35,000) [17,000]	<1> (2)	<5,000> (30,727)	<174> (79) [885]	<28,844,000> (6,499,555) [74,384,872]
補助計			[134] 87,295,726	[35,248,647] 87,295,726	[1] 13	[5,000] 9,416,200			[747] 2,215	[39,089,225] 158,151,478	[1] 1,105	[25,000] 28,004,101	[2] 386	[17,000] 11,268,859	4	75,727	[885] 5,082	[74,384,872] 295,477,091
直轄計									1	28,719							1	28,719
合計	5	980,000	1,349	87,295,726	13	9,416,200	6	285,000	2,215	158,180,197	1,105	28,004,101	386	11,268,859	4	75,727	5,083	295,505,810

※上段（ ）内書は、公園分、[]内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月 2 回（15 日、月末）国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/higaihoukoku.html>